

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.73

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syohui-c.jp> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

平成27年度の定例会議を開催

～本ネットワークが法に基づく協議会に！～

3月28日(月)に、21の構成機関・団体(以下、構成員)が出席し、「平成27年度北海道消費者被害防止ネットワーク定例会議」を開催しました。

はじめに幹事である北海道立消費生活センター、北海道警察本部、北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課(以下、消費者安全課)より消費生活相談等の受付状況や検挙状況、行政措置状況を報告。続いて、地域における消費者被害防止ネットワークの設置状況と活動状況について報告がありました。平成27年度は美唄市、三笠市、湧別町、当別町、幕別町(設立順)の5市町で新たにネットワークが設立され、計57か所(会議開催時点)となっています。



協議事項では、事務局より改正消費者安全法の施行に合わせ、要綱の改定について提案がありました。

消費者安全法は、消費者被害を防止し、消費者の安全を確保するために平成21年9月に施行された法律で、今回の改正では消費生活相談体制の強化や、消費者被害の防止に向けた地域体制を構築するための規定が新たに設けられました。これまで北海道では、各市町村が自主的にネットワークを任意で設立し、消費者被害の未然防止、拡大防止のため

活動してきましたが、このようなネットワークが高齢者等の被害を防止するために有効であることから、全国で取り組みが進むよう法律を整備、法に基づく組織「消費者安全確保地域協議会」(以下、協議会)とすることができるようにしたものです。

そこで、事務局から本ネットワークを法に基づく協議会に位置づけるため、設置要綱の改定を提案、構成員からの承認を得て、改正法の施行に合わせ4月1日より施行することとなりました。

その後、出席した構成員より取り組み状況について報告がありました。「ネットワークニュースを全道の市町村民児協に配信」、「会員を対象に見守りサポーター養成講座を開催」、「消費者被害防止活動に協力してくれる市民等を消費生活サポーターとして登録する制度を開始」などの報告がありました。

最後に消費者安全課より、「訪問販売お断りステッカー」について説明がありました。北海道ではこのステッカーを貼ることは、訪問販売を拒否する意思表示としてみなしており、貼ってある住居への訪問は消費生活条例で不当な取引方法として禁止しています。消費者被害を防止する観点から有効なものですので、ぜひご活用ください。

今年度、本ネットワークは法に基づく協議会としてスタートしています。構成員や各地域の皆様と一丸となって消費者被害を防止するための取り組みを進めていきたいと考えています。引き続きご協力をよろしくお願いします。

速報！江別市に58番目の地域ネットワーク設立！



江別市に道内58番目(今年度初)となる江別市消費者被害防止ネットワークが5月27日に設立されました。消費者被害防止地域ネットワーク設置促進事業を北海道から受託している(一社)北海道消費者協会も設立総会に出席させていただきました。

同市は以前より、消費者被害防止に積極的に取り組み、悪質商法や特殊詐欺被害防止に対する意識が高く、今回のネットワーク設立が消費者被害防止の頑丈なネットワーク組織になりえるとして、その効果が期待できます。なお、設立会議の詳細につきましては、次号で改めてご紹介する予定です。

「悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン」を開催！

5月は消費者月間です。

5月16日(月)に北海道立消費生活センターは、北海道消費者協会、札幌市消費者センター、札幌消費者協会と共催し、北海道警察、HTBにご協力をいただき、札幌駅前地下広場「北3条交差点広場(西)」において街頭啓発「悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン」を開催し、被害防止を呼びかけました。

会場には、啓発のため様々なコーナーを設置し、1,600名を超える方々にご来場いただきました。

札幌市消費者センターの劇団「來楽(ライラック)」による寸劇や「悪質商法かるた大会」はすぐに定員となり、立ち見の人が出るほどの大盛況でした。

北海道警察や札幌市からは啓発グッズを提供していただいたほか、警察官の制服を着て写真撮影が出来る「ちびっ子のミニ警察官体験コーナー」が設置され、マスコットキャラクター「ほくとくん」の登場で会場は笑顔であふれていました。



実際の詐欺電話の手口を紹介する「犯人の肉声を聞ける電話コーナー」や「振り込め詐欺防止機能を搭載した電話機展示コーナ

ー」、被害金額のお金の重さ(1億円)を体験できるコーナーは、来場者の関心を引き、「被害に遭わないような心構えが大切」などの声も多く聞かれました。そのほか、全国県警グッズの展示コーナーや北海道消費者被害ネット



ワークの構成団体の紹介、商品テストコーナー、相談がその場で受けられる出張相談コーナーなどのテーマにも多くの方に立ち寄っていただきました。

また、犯人の肉声コーナー、振り込め詐欺防止電話機コーナー、商品テストコーナー等を回るスタンプラリーも大好評で「今だけもらえる啓発グッズ」のプレゼントにも多くの方にご参加いただきました。

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害は、平成27年の1月から12月まで、北海道内では275件、9億3千万円の被害が発生しています(データ提供:北海道警察、平成27年12月末現在)。



平成28年は1月から4月末で49件の被害が発生しています(データ提供:北海道警察平成28年5月現在)。

被害件数は昨年同期に比べて減少していますが、手口は悪質巧妙化しており注意が必要です。今後も被害を防止するための取り組み活動に邁進していきたいと考えています。

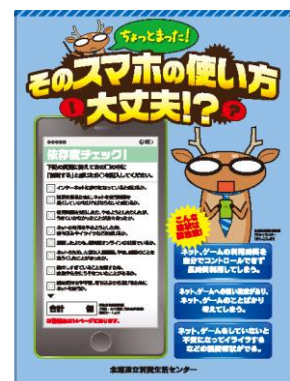
◆◆◆ 教育啓発グループからのご案内 ◆◆◆

～ リーフレット「そのスマホの使い方大丈夫!？」を作成しました ～

北海道では、スマホ利用者に向けたリーフレット「そのスマホの使い方大丈夫!？」を作成しました。北海道立消費生活センターで受け付けた相談事例を紹介しながら、特に気をつけてほしい使い方を若者向けにわかりやすく説明しています。

- Faile001 不正アプリに気をつけて!
 - Faile002 個人情報が流出してしまったら...
 - Faile003 ネット通販の前払いは慎重に! ネット通販の定期購入に気をつけて!
 - Faile004 オンラインゲームの落とし穴(基本編・応用編)
 - Faile005 アダルトサイトの不当請求 二次被害に気をつけて!
 - Faile006 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)
 - Faile007 知らないと危険! ~著作権・肖像権~
 - Faile008 炎上ってなあに? デジタルタトゥーはもう消せない
 - Faile009 サクラ(出会い系)サイトの罠
 - Faile010 電子マネーのトラブル
 - Faile011 インターネット依存~中高生、51万8,000人~
- リーフレットはホームページでごらんいただけます。

http://www.do-syouhi-c.jp/keihatsu/leaflet/2016_3_smartphone.pdf



「ほくでん」を名乗る 不審者（詐欺・勧誘）にご注意ください！

全道各地で以下の事例が多数発生しております。
（平成28年4月から既に100件以上の情報が寄せられています）



電話で、お客さまに「ほくでん」や「ほくでんの関係会社」と名乗り、**電気料金の返金を装って「口座番号」や「クレジットカードの番号」**を聞き出す。

少しでも不審に思われた場合には、「**口座番号・クレジット番号**」等は**答えず**、お近くの「ほくでん」までお問い合わせ下さい。

最近多く見られる事例

◇**電気料金の返金を装って口座番号やクレジットカード番号を聞き出す。**

電話で「ほくでん」や「ほくでんの関係会社」を名乗り、「**〇月分と〇月分の電気料金が重複している**」「**〇月分が過払いのため返金したい**」「**検針に誤りがあり電気料金を返金したい**」などを口実に、**口座番号・クレジットカード番号**などを聞き出す。

注) 口座番号等だけでなく、「**暗証番号やマイナンバー**」などを聞き出すケースも発生しております。

【実被害例の手口】

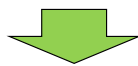
手順1

電気料金の返金を装って、**口座番号と暗証番号**を聞き出す。



手順2

銀行員と名乗る者から「**貯金が引き出される恐れ**があり、**キャッシュカード**を取りに行く」との連絡がある。



手順3

銀行員と名乗る者が自宅に現れ、**キャッシュカード**を持ち去る。



「ほくでん」や「ほくでんの関係会社」では、**電気料金のご返金に際して「電話」で口座番号・クレジットカード番号・暗証番号・マイナンバー**等を聞くことはありません。

なお、電気料金のご返金の際は、**電気料金のお引き落とし口座へ振り込み**するか、**お客さまから書面にて返金先**をご指定いただいております。

◎次のような事例にもご注意下さい！

◇**検針票等の情報**から、お客さまの**契約内容**を聞き取り、**動力設備の調査・点検**や**機器購入の勧誘**をする。

◇**漏電調査**や**分電盤の取替工事**を行い、その場で**代金の請求**をする。

◇「ほくでん」の**集金員**と偽って、お客さま宅を訪問し、**偽りの電気料金**を集金しようとする。

◇「ほくでん」または「ほくでんから委託されている」**調査員**と偽り、お客さま宅に上がり、**すきを見て金品**を盗む。

見守り 新鮮情報

国の機関の委託を受けたという人物Aから電話で、「**マイナンバーが始まる**ので調べていたら、**あなたの情報**が3社に**登録**されていた。そのうち1社は災害時に家を提供している団体で、災害時にあなたの家に**人が押し寄せる**。代わりに

見つけなければならない」と言われた。その後、Aから紹介

された**NPO法人**Bに電話をすると「**登録番号**

を教えて」と頼まれ、Aから聞いていた

登録番号を伝えた。翌日、再びAから

「Bに登録番号を教えましたね。

Bは**詐欺をしたことになる**。後

で返すので**500万円送って**」と

言われ、自宅に来たAの部下に**現**

金を渡した。その後も数回、現金

を渡している。(80歳代 女性)



ご注意！ マイナンバー制度に 便乗した詐欺被害

ひとこと助言



見守るくん

- マイナンバー制度に便乗した詐欺的な勧誘電話による被害が発生しています。
- 一度お金を払ってしまうと、取り戻すことは極めて困難です。不安を煽るようなことを言われても信用せず、絶対に支払わないようにしましょう。不審な電話は相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- 少しでも疑問や不安を感じたら、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。
- いったん電話に出ると切りにくくなります。留守番電話機能を利用して、必要な相手にだけ電話をかけ直す方法も有効です。